

合理的配慮の提供に要する 費用の一部を助成します。

合理的配慮の提供について、改正障害者差別解消法により、令和6年4月から国の行政機関や地方公共団体などと同様に、事業者にも義務付けられました。

そこで、大牟田市では、事業者に求められる合理的配慮の提供について、事業者が行いやすいようにするため、その提供に要する費用の一部を助成する事業を開始しました。

1 助成対象者

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

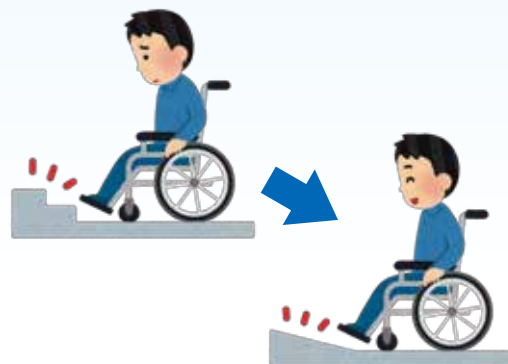
(1) 市内において、飲食、物販、医療など不特定多数の市民が利用できる店舗等を運営する事業者。

(2) 市税等を滞納していない者。

(3) 暴力団ではない者。

※バー・キャバレー等の業種は除く

※風営法に基づく許可・届出の対象となる営業の業種を除く



2 対象経費

対象経費	概要	助成率	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー、コミュニケーションボード 等	10/10	50,000円
物品購入費	折りたたみスロープ、筆談ボード、音声拡張器、簡易洋式トイレ、受付用ローカウンター、高さ可動式テーブル 等	9/10	100,000円
工事施工費	手すりの設置、段差の解消、点字ブロック等の敷設、和式トイレの洋式化、ドアの改修・取替え、洗面所・手洗い場等の改修 等		200,000円

3 募集開始

令和7年5月19日(月)～

※予算の上限に達した場合、募集を終了することがありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

大牟田市 保健福祉部 福祉支援室 福祉課障害福祉担当
大牟田市有明町2丁目3番地

TEL 0944-41-2663 FAX 0944-41-2664

メール e-fs-shougai01@city.omuta.fukuoka.jp

詳細は大牟田市HPへ

